

イワン3世治世後半における土地裁判制度の変化

今村 栄一

はじめに

14世紀から15世紀前半にかけて北東ルーシ諸公国を統合していったモスクワ大公国は、イワン3世治世(1462年から1505年まで)のあいだに、それまで長きにわたって北東ルーシの覇権を相争ったトヴェリ大公国や、北西ルーシの強大な都市国家ノヴゴロドなどを併合し、のちのロシア統一国家の領域をほぼ支配下に収めた。それと同時にイワン3世治世の後半になるとモスクワ国家は行政機構の充実に努め、モスクワ大公を中心とする中央集権的な体制を目指して変化してゆく。本稿では、そのような動きのなかの司法制度、とりわけ具体的な訴訟手続きにかんして、裁判過程を記録した裁判関連文書を史料とし、イワン3世治世のあいだにこの分野で見られる変化と、その変化の結果として成立した新たな裁判制度を、モスクワ大公国の中央集権化過程との関係に留意しつつ、まとめてみたい。

裁判関連文書を史料として当時の裁判制度を解明する試みはすでに研究史上において何度もおこなわれており、代表的なものではソヴェト期におけるЛ. В. チェレプニン『14世紀-15世紀ルーシの封建的諸文書』第2部(1951年)第4章「封建的裁判の活動記録としての勝訴判決書」¹、В. Б. コ布林『中世ロシアにおける権力と所有』(1985年)第5章「土地をめぐる裁判」²が挙げられる。ただしコ布林は同書のなかでそれまでの研究に不満を表明しつつのように書いている。「歴史諸文献、とくにЛ. В. チェレプニン、Н. Н. ポクロフスキー、А. Д. ゴルスキーの著作のなかで封建領主間や、封建領主と農民のあいだの、土地をめぐる闘いが綿密かつ詳細に考察されている。しかしそれでもやはり今日まで多くのことが明らかになっていない。すなわち裁判手続き自体の歴史が不十分にしか研究されていないし、土地訴訟を裁いた裁判官の構成にかんする分析もない。『裁判官はだれか?』という問いと緊密に結びつく、もうひとつの、より重要な問いがある。土地訴訟の解決における中央権力の役割はどのようなものであったか。」³

このようなコブリンの問いに答えるものとして、最近の研究ではЮ. Г. アレクセエフ『ロシア国家の舵取り——14世紀-15世紀の行政機構発展概説——』(1998年)⁴が、全体としてはロシア統一国家形成期の行政機構発展にかんするモノグラフィーであるものの、

¹ Черепнин Л.В. Русские феодальные архивы XIV-XV веков. Ч. II. М., 1951.

² Кобрин В.Б. Власть и собственность в Средневековой России. М., 1985. コブリンのこの著作の内容はわが国ですでに紹介されている(栗生沢猛夫「ロシア中央集権国家の形成と貴族階級——В. Б. コブリンの近業によせて——」『商学討究』36巻4号、1986年)。ただし、本稿で参照した第5章は、コ布林が目指したところの、15-16世紀ロシア政治史にかんする、進歩的士族層に依拠した専制権力対反動的貴族層の闘争という通説の再検討から見れば付論であるとして、紹介が省略されている。

³ Кобрин В.Б. Указ. соч. С. 162. ここに引用した箇所はすでにわが国でも比較法学者大江泰一郎によって紹介されている(大江泰一郎「ロシア史における訴訟と社会秩序——比較法文化論的考察」『紛争と訴訟の文化史』青木書店、2000年、211頁)。ロシア史における「裁判の行政化」という問題を訴訟の問題に即して解明した法史研究の事例が存在しないことを示すために、コブリンの叙述が引用された。

⁴ Алексеев Ю.Г. У кормила Российского государства: Очерк развития аппарата управления XIV-XV вв. СПб., 1998.

その第2章「イワン3世治世におけるロシア国家行政機構の形成」のなかに、この時期の裁判制度にかんする多くの叙述を含んでいる。本稿ではこのアレクセエフの研究をおもに参照する。

これらの研究者がほぼ無条件に前提としていることだが、15世紀ロシアの裁判はほとんど土地にかんする裁判である。そのため大公の裁判制度にたいする態度というのは、封建領主などの土地所有にたいする大公の態度と密接に関連している。土地所有にたいする大公イワン3世の態度については、Ю. Г. アレクセエフが簡単にまとめている。イワン3世はその治世の前半（1480年代半ば以前）には支配領域の拡大を目指し、分領公国との戦いに主眼を置いていたために、封建領主の伝統的権利に手をつけることはせず、かれらに徴税権・裁判権を認めていた。このおかげで封建領主たちには自分の世襲領地の住民にたいする行政権が保障され、同時にかれらには公の地方行政機関からの独立が大幅に認められていた。しかし分領公国が消滅し、モスクワを中心とする統一的な政治体系が作られると新たな状況が生まれ、裁判を通して土地所有関係を調整しようとする大公の意図が明確になってくる。イワン3世が「いまや名ばかりの権力でなく現実の権力の獲得を目指しはじめ、みずからの行政機能を地方の封建領主たちに譲る気はいよいよ無くしていった。」⁵

ただし本稿は、イワン3世治世後半において土地所有関係にたいする大公の態度が変化したことの原因を検討するものではない。15世紀ロシアの文書史料の多くが収録されている文書集『14世紀末-16世紀初頭の北東ルーシ社会経済史文書』⁶（以下、『北東ルーシ文書』と略す）に収録された裁判関連文書（裁判記録、勝訴判決書）の検討を通じてイワン3世の治世後期における土地裁判制度の変化と、その特徴について見てゆくことを中心課題とする。すでにアレクセエフも同様の検討をおこなっており本稿にはその紹介という側面があるが、同時にわが国ではこの時期の土地裁判制度にかんして審理における古参住民の役割を論じた石戸谷論文⁷があるものの、土地裁判の具体的進行については整理がおこなわれてきておらず、そうした点を補足する側面を本稿は持ち合わせている。

I 15世紀の裁判の諸類型とイワン3世治世後半の土地裁判制度の変化

(I) 15世紀の裁判の諸類型

(1) 15世紀の裁判の概観

本稿ではイワン3世治世後半（1480年代後半以降）の裁判制度を中心に検討するが、まず最初に15世紀を通しての裁判制度がどのようなものであったかを概観しておきたい。

『北東ルーシ文書』所収の裁判関連文書でも15世紀ロシアの裁判のほとんどは土地にかんする裁判である。上述のとおりこれまでの研究者もこの時期の裁判を検討する際には無条件に土地裁判を取り上げている。反対に『北東ルーシ文書』所収の裁判関連文書中で土地裁判以外のものはわずかしかない。ある修道院にたいする裁判権・徴税権をめぐる分領公（ヴェレヤ・ベロオゼロ公）とロストフ大主教が争った府主教の裁判（『北東ルーシ文書』第2巻文書番号315。以下、『北東ルーシ文書』からの引用の際には、巻数と文書番号のみ示す）や、ホローブ（奴隷）を連れ去った者が訴えられた分領公（リャザン公）の裁

⁵ Там же. С. 107.

⁶ Акты социально-экономической истории Северо-Восточной Руси конца XIV–начала XVI в. Т. I–III. М., 1952–64.

⁷ 石戸谷重郎「15世紀ロシアの土地裁判と証人＝古参住民」『奈良教育大学紀要』22巻1号（人文・社会科学）、1973年。

判（T. III. 357）、被告が自分の耕作していた修道院の部落に火をつけたことにかんする裁判で、刑事裁判といえるもの（T. II. 495）などである。

ここで土地にかんする裁判というのは、ある者が自分の不動産所有権が侵害されている（隣接した土地の農民が越境して耕作している、森で木を伐採している、牧草地の草を刈っている、など）として訴えを起し、それを裁判官が原告・被告の主張を審理し、係争地の所有権がどちらに属するか裁定するという現代で言えば民事に分類できる裁判である。

『北東ルーシ文書』所収の裁判関連文書に記録されている15世紀ロシアの裁判のほとんどは直接、間接にモスクワ大公の裁判権の範囲でおこなわれたものである。また北東ルーシに分領公国が残っていた時期には分領公の裁判がおこなわれ、裁判関連文書も現存している。それ以外にわずかであるが、府主教が裁判をおこなった記録も残されている。しかし北西ルーシのノヴゴロド文書に目を向けると、現存するノヴゴロド文書には2通の裁判関連文書しか残っておらず、しかもそれらはノヴゴロド独立時代の土地裁判を記録したのではない⁸。貴族による土地所有が発展していたノヴゴロドで、土地にかんする裁判がなかったはずはないのであるが⁹、裁判関連文書によって審理・判決の内容が記録されている裁判ということになると北東ルーシの裁判にかぎられてくるのである。

裁判がおこなわれる場所で分類すると、宮廷でおこなわれる裁判と、係争地のある現地でおこなわれる裁判に分けることができる。どちらの場合も裁判官がその場で判決を言い渡した。ただ、裁判のおこなわれる場所が両者にまたがる場合もあり、15世紀ロシアの裁判中で大きなウエイトを占めた報告裁判がそれである。この裁判では、裁判官によって現地でおこなわれた審理の内容が裁判記録 *судный список* と呼ばれる文書に記録され、この文書が宮廷にいる大公あるいは貴族に提出された。そして大公あるいは貴族は裁判記録を見ると、宮廷に出頭している原告、被告双方にそこに書かれた内容を確認させ、そして判決内容を言い渡した。さらに審理をおこなった裁判官が原告、被告にたいして最終的な判決を言い渡したが、その内容は大公や貴族によって言い渡されたものと同じであった。

いずれの形式の裁判においても、審理をおこなった裁判官によって判決が言い渡された後に勝訴者にたいして勝訴判決書 *правая грамота* と呼ばれる文書が発行されたが、この文書には裁判手続きの全過程が記録されていた。判決内容はもちろん、それに至るまでの審理・報告の内容、また裁判に立ち会った人物名なども記録され、大公の書記官が署名し、印章がつけられた。

本稿では裁判の形式を、審理をおこなう者と判決内容を決定する者との関係で分類したつの裁判形式に分け、それぞれを「直接裁判」あるいは「報告裁判」と呼ぶことにする。

「判決内容を決定する者」というような迂遠な言い方をするのは、上述のとおり最終的に判決を言い渡すのはいずれの裁判においても審理をおこなった者と同一人物であるが、報告の手続きが入る裁判では報告を受けた者が決めた判決内容が最終的な判決の内容と一致し、実質的にどのような判決を下すか判断をしているのはかれであると言えるからである。裁判形式の分類に立ち返れば、「直接裁判」は大公や貴族が自分で審理をおこない判決まで

⁸ *Кобрин В.Б. Указ. соч. С. 163.* 1通は土地紛争にかんするものでなく、もう1通はノヴゴロドがモスクワの支配下に入って以降のものである（*Грамоты Великого Новгорода и Пскова. М.-Л., 1949. № 92, 340.*）。

⁹ ノヴゴロド裁判法 7, 10-12, 17-18, 24, 28-29 条、プスコフ裁判法 9-13, 79, 82, 104, 106 条に土地裁判にかんする規定がある（参照：*Памятники русского права. Вып. II. М., 1953. С. 210-244, 282-383.*）。ノヴゴロド裁判法の邦訳については本報告書の松木栄三論文、プスコフ裁判法の邦訳については、同『ノヴゴロド、プスコフ裁判法の分析による中世ロシア都市国家の社会・政治構造の研究』（平成8・9年度科学研究費補助金 研究成果報告書、1998年）を参照のこと。

下す裁判であり、「報告裁判」は裁判官が審理をおこなった後大公あるいは貴族に報告し、報告を受けた者が判決内容を決定する裁判である。

ところで裁判手続き上の審理・報告・判決の関係について研究史上では、審理と報告を別の審級と考え、前者を第一審（下級審）、後者を第二審（上級審）と呼んでいる¹⁰。しかしそれらは現代の裁判の一審、二審のようにそれぞれ独立した審級ではなく、「報告裁判」における一連の裁判手続きの一段階を構成するものであることに注意しなければならない。すなわち「報告裁判」においては審理・報告・判決がひとつのサイクルを成しているのであり、一方「直接裁判」は審理・判決で完結する裁判である。

また大公や貴族による「直接裁判」の場合はかれらの宮廷で審理され判決が下されるが、大公の役人で土地台帳の作成を担当した土地台帳作成官 *писцы* の裁判ではかれが審理し判決を下す点は同じであるものの、裁判が係争地のある現地でおこなわれるところが違っており、土地台帳作成官の裁判については「直接裁判」とは言わず、「土地台帳作成官の裁判」と呼ぶことにする。

なお本稿では、裁判に関連する文書すべてを総称して裁判関連文書と呼ぶ。その大部分を占めるのは上述の裁判記録と勝訴判決書である。そのほかの裁判関連文書としてはごく少数、欠席裁判判決書 *бессудная грамота* があるが、被告が審理に出頭せず、そのために有罪とされるこの裁判は裁判の進行が通常とは異なるため、本稿ではこの文書についての検討は省略する。

(2) 『北東ルーシ文書』所収の裁判関連文書の分析

『北東ルーシ文書』所収の15世紀の土地裁判を記録した裁判関連文書（裁判記録、勝訴判決書、欠席裁判判決書）は全部で122件ある。おもなもの内訳は、直接裁判で大公による直接裁判が7件、分領公によるものが6件、貴族によるものが10件ある。報告裁判では、裁判官が大公に報告するものが18件、貴族へ報告するものが45件ある。また土地台帳作成官の裁判は20件あり、そのほか土地台帳作成官が大公へ報告をおこなう例が2件見られる。これらで総計108件となり『北東ルーシ文書』所収の裁判関連文書全体の9割近く（約89パーセント）を占める。

これら以外につぎのような裁判を記録した裁判関連文書が『北東ルーシ文書』に収められている。欠席裁判3件（T. I. 329, 479; T. II. 167）。合同裁判（原告と被告が異なる裁判管轄に属する場合に、双方から裁判官が出されおこなわれる裁判）2件（T. I. 340; T. II. 458）。府主教の直接裁判1件（T. III. 32）。大公女への報告裁判2件（T. I. 397; T. III. 477）。分領公への報告裁判3件（T. II. 188; T. III. 55, 56）。報告前の裁判記録（本来は続いて報告がおこなわれるはずが、審理までで文書は終わっているもの）3件（T. I. 571, 593; T. II. 296）。

残された裁判関連文書の時期別分布を見てみると、15世紀前半やそれ以前の裁判関連文書は少なく、15世紀後半、とくにイワン3世治世の後半に裁判関連文書の総数が急増している。15世紀前半以前の裁判関連文書はたった5件で、ワシリー2世の統治期間の最後（1462年）まで含めても合計9件しかない。しかしイワン3世の治世前半（1485年まで）の裁判関連文書が27件、治世後期（1505年まで）の裁判関連文書が86件と、イワン3世の治世、とくにその後半に裁判関連文書が多く作成されたことがわかる。Ю. Г. Алек

¹⁰ たとえば、*Алексеев Ю.Г. Указ. соч. С. 115, 118–119; Черепнин Л.В. Указ. соч. С. 230* など。

セエフの計算によれば、イワン3世治世の前半と後半では発行された文書の総数は変わらないが、文書の種類が大きく変化した。その前半には発行された文書の約四分之三が下賜文書であり、裁判関連文書は十数パーセントにすぎなかった。一方イワン3世治世後半になると下賜文書の割合は30パーセントまで落ち込み、その代わりに裁判関連文書がその割合を45パーセントに伸ばした¹¹。つまりイワン3世治世後半の裁判関連文書の増加は発行された文書数の総計が増大したのではなく、そのなかでの裁判関連文書の割合が高まったことによってもたらされたのであった。

(II) イワン3世治世後半の土地裁判制度の変化

上で見たとおり、イワン3世治世後半(1480年代後半から1505年まで)には裁判関連文書の増加傾向に拍車がかかるが、とくに1490年以降の発行数の伸びは顕著である。そしてこの時期には土地をめぐる裁判の形式についても大きな変化を見て取ることができる。1490年以前は大公・分領公の直接裁判、大公への報告裁判が土地裁判の中心であったのだが、それ以降になると大公の代理人としての貴族への報告裁判、あるいは土地台帳作成官の裁判が登場するとともに、裁判件数の大部分をこれらの裁判が占めることになる。イワン3世治世前半(1462年から1485年まで)におこなわれた27件の裁判のなかには大公・分領公の直接裁判が8件、かれらへの報告裁判が10件あったが、しかし1490年から1505年(イワン3世の死)までのあいだの裁判関連文書76件にかんして見ると、貴族への報告裁判が45件、土地台帳作成官の裁判(および土地台帳作成官が大公に報告する裁判)が22件で、全体のほぼ9割はこれらの裁判によって占められるようになった。

1485年から1490年にかけての時期はモスクワ大公国の裁判制度の再編が模索された時期であり、イワン3世の子、大公イワン・モロドイに1490年のかれの死まで土地裁判が集中させられた。この時期の裁判関連文書は『北東ルーシ文書』に10通収められているが、そのすべてをイワン・モロドイが担当していた。そのうち2件がかれの直接裁判であり、残り8件がかれへの報告裁判であった。

II 大公イワン・モロドイの土地裁判(1485年-1490年)

ここではまず、1485年から1490年にかけてのイワン3世の息子イワン・モロドイによる土地裁判を取り上げる。かれはイワン3世の委任にもとづいて土地にかんする裁判を担当したのであったが、そのことを示す史料として1通の勝訴判決書(T. I. 523)がある。裁判官クジマ・クリメンチエフの裁判を記録したこの判決書によれば、裁判官から報告を受けた貴族ニキタ・ワシリエヴィチ・ベクレミシェフは裁判記録の内容を確認すると裁判官クジマ・クリメンチエフに、原告と被告がイワン・モロドイのもとに出頭する期日を、イワン・モロドイがトヴェリからイワン3世のもとにやって来るのに合わせて定めるよう命じた。なぜならば「全ルーシの大公イワン・ワシリエヴィチ(=イワン3世)が、大公である自分の息子(がかれののもとにやって来る?)まで土地裁判を延期するよう命じた」からであった¹²。

イワン・モロドイの裁判の具体例としてかれの直接裁判を記録した裁判関連文書のうち1通(T. I. 522)を紹介すると、以下のような内容である。「大公イワン・イワノヴィチ(=

¹¹ Алексеев Ю.Г. Указ. соч. С. 106.

¹² Алексеевもこの箇所を引用している。 Там же. С. 118.

イワン・モロドイ)がこの裁判を裁いた。グリゴリーの子ら、マトヴェイ・ヴェリヤミノフとベケト・ヴェリヤミノフが、自分の兄弟であるセミョン・グリゴリエフ(=グリゴリーの子)と、セミョン・クジミンを訴えた。」マトヴェイとベケトの訴えによれば、かれらの兄弟セミョンはかれらの世襲領地、および自分の世襲領地をセミョン・クジミンに売却したがそのことをマトヴェイとベケトに知らせなかった。一方セミョン・クジミンは、土地を購入してからすでに30年耕作しており、原告マトヴェイとベケトもそのことを知っていると主張した。グリゴリーの子セミョンも同様に答えた。イワン・モロドイが尋問すると、原告マトヴェイとベケトもかれらの兄弟セミョンが25年以上前にその土地を売却したことを認めた。にもかかわらずこの土地にかんして訴えずにいたのはなぜかと大公がマトヴェイらに質問すると、かれらはその土地が不要であったからだと答えた。以上のことから大公イワン・モロドイは被告セミョン・クジミンを勝訴とし、原告マトヴェイとベケトを敗訴させた。この裁判には貴族ドミトリー・ダヴィドヴィチ・モロゾフが立ち会い、大公の書記官ワシリー・ドルマトフが文書に署名した。

もう1通の裁判関連文書(T. I. 521)はある教会の所有権をめぐるものであった。この裁判にはアンドレイ・ミハイロヴィチ、イワン・ワシリエヴィチ・ヴェリヤミノフが立ち会い、書記官ワシリー・ドルマトフが文書に署名した。

イワン・モロドイが報告を受けた裁判は8例ある(T. I. 523-525, 537-539; T. II. 481, 483)。すでに引用した裁判官クジマ・クリメンチエフの勝訴判決書(T. I. 523)では、一度貴族ニキタ・ワシリエヴィチ・ベクレミシェフへ報告した後、イワン・モロドイにふたたび報告されているが、そのほかの事例では裁判官がイワン・モロドイに直接報告している。これらの裁判に見られる共通点を列挙すると、これらすべての裁判で係争地に裁判官が出向いて審理をおこなっており、うち3例ではこの裁判官について「大公の裁判官」だと書かれている。5例は「大公の文書にしたがって」裁判するという書き出しではじまっている。また審理終了時には審理の内容を大公に報告する旨の定型文がすべての文書に記される。そして裁判官はイワン・モロドイに報告し、かれからどのような判決を下すか指示を受け、「大公のことばにしたがい」(この言い回しもすべての例で見られる)判決を言い渡した。

なお『北東ルーシ文書』の編者はイワン・モロドイが関与しない裁判を記録した3通の文書を、1485年から1490年のあいだのものであると推定している。すなわちドミトリー・ウラジミロヴィチ・オフツァへの報告裁判(1488~90年ごろ。T. I. 540)、イワン3世への報告裁判(1485~90年。T. II. 400)、イワン・ユリエヴィチ・パトリケエフの直接裁判(1490年。T. II. 402)である。しかしそれぞれに検討を加えると、すべてがイワン・モロドイの死後(1490年3月以降)のものではないかと思われる。ドミトリー・ウラジミロヴィチ・オフツァの裁判は「イワン・ワシリエヴィチ(=イワン3世)のことばにしたがい」判決が下されており、イワン・モロドイの生前であればかれの名が記されたはずで、かれの死後のものであると言えるであろう¹³。イワン3世の裁判については、もちろんこれがイワン3世による裁判であることと、また『北東ルーシ文書』の編者がこの文書の年代決定の根拠にしている、1490年9月あるいは翌年1月に府主教になるゾシマがこの文書ではシモノフ修道院の掌院であった事実もイワン・モロドイの死後にこの裁判がおこなわれたことを否定するものではないことから、イワン・モロドイの死後の裁判だと考える余地がある。

¹³ アレクセエフも同意見。 Там же. С. 119.

イワン・ユリエヴィチ・パトリケエフの裁判では審理でゾシマが府主教として証言しており、これは明らかに 1490 年 9 月あるいは翌年 1 月以降の裁判である。以上の推測が成り立つならば、イワン・モロドイが関与しない裁判を記録したこれら 3 通の文書はかれの死後のものであって、1485 年から 1490 年にかけておこなわれた裁判にはすべてイワン・モロドイが関与したことになり、その集中の程がうかがわれるのである。

Ⅲ 1490 年以降の土地裁判

(I) 貴族への報告裁判

(1) 貴族への報告裁判の手続き

すでに I の (II) で述べたとおり、1490 年以前は大公・分領公の直接裁判、大公への報告裁判が土地裁判の中心であったのだが、これ以降になると大公の代理人としての貴族への報告裁判、あるいは土地台帳作成官の裁判が登場するとともに裁判件数の大部分をこれらの裁判が占めることになる。本節では貴族への報告裁判について、その具体的な裁判手続きや統計的なデータを検討するが、ここではまず貴族への報告裁判の代表的な一例を取り上げ、それに沿ってこの裁判手続きのおおまかな流れを解説してみたい。取り上げるのは裁判官ブレツ・スクリピツィンが審理し、ワシリー・イワノヴィチ公が報告を受けた、ペレヤスラヴリ郡における裁判を記録した勝訴判決書（1495 年から 1499 年のあいだ。T. I. 582）であり、この裁判では聖生神女庇護（ポクロフ）教会の司祭グリゴリーがロドゥカ・オンフコフとネステル・デシェフキンを訴えている。

この勝訴判決書の冒頭は以下のようにはじまる。「全ルーシの大公イワン・ワシリエヴィチの文書にしたがい、イワンの子ブレツ・スクリピツィンがこの裁判を裁いた。聖生神女庇護修道院（教会？）の土地の、部落のそばにあるライ麦畑、春播き穀物畑に立ち、聖生神女庇護（教会）の司祭グリゴリーが、オンフクの子ロドゥカとネステル・デシェフキンを訴えた。」このように、報告裁判を記録した多くの裁判関連文書では、1) 裁判官名とかれの裁判権限の出所、2) 裁判がおこなわれた場所、3) 原告名と被告名が記される。報告裁判では裁判官が係争となっている土地に赴き審理をおこなうため、裁判がおこなわれる場所はずねに現地である。

この勝訴判決書で裁判官は「全ルーシの大公イワン・ワシリエヴィチの文書にしたがい」裁判をおこなっている。ほかの多くの貴族への報告裁判でも同様に「大公の文書にしたがい」裁判がおこなわれる。『北東ルーシ文書』所収裁判関連文書のなかの、貴族への報告裁判の例で冒頭ではっきりと「大公の文書にしたがい」と記されているのは 29 例ある。そのほかに「大公のことばにしたがい」裁判がおこなわれる事例もあるが 5 例と少数である。Ю. Г. Алексеев はこれらの裁判のあいだに固定的な境界はないと書き、その例としてアンドレイ・ペレレシンが裁判官である裁判を挙げている¹⁴。たしかにこの裁判官の裁判では「文書」と「ことば」の比率は 7 : 5 でどちらの事例もあり、しかも両者の差が少ない。しかし実は「大公のことばにしたがい」おこなわれる貴族への報告裁判はこのアンドレイ・ペレレシンが裁判官である 5 例（T. I. 587-589, 591-592）だけなのであり、裁判官の裁判権限の出所が記されているケースにおいては、このほかの貴族への報告裁判はすべて「大公の文書にしたがい」裁判がおこなわれている。また、他の裁判形式と比較すれ

¹⁴ Там же. С. 122.

ばこのことがより明確になる。1485年以前の大公や分領公、大公女への報告裁判ではほとんどの場合、「大公のことばにしたがい」裁判がおこなわれるか、あるいは裁判権限の出所が書かれていないかのどちらかである（「大公の文書にしたがい」裁判がおこなわれた1例（T. II. 463）を除く）。また次節で詳しく検討する土地台帳作成官の裁判は「大公のことばにしたがい」裁判がおこなわれる。一方、前章で取り上げたイワン・モロドイへの報告裁判では、裁判官は「大公の文書にしたがい」裁判をおこなっていた。こうして見てみると裁判の形式と、裁判官の裁判権限の出所を示す表現のあいだには一定の対応関係があるようであり、貴族の報告裁判においてはおもに「大公の文書にしたがい」裁判がおこなわれたと言ってよいであろう。

ただ「大公の文書にしたがい」おこなわれる裁判でも「大公のことばにしたがい」おこなわれる裁判でも、貴族への報告裁判においては裁判内容に差がない。Ю. Г. Алексефは「文書にしたがう」裁判の特徴として裁判官が地元住民の代表者である裁判立会人 *судные мужи* の参加のもとで裁判をおこなうことを挙げ、逆に「大公のことばにしたがい」おこなわれる裁判ではその原則が崩れると考えている¹⁵。しかしこれはこれらの裁判のあいだに固定的な境界がないという上述のかれ自身の考え方に矛盾しているし、また後者の裁判で裁判立会人の参加という原則が崩れるのは土地台帳作成官による裁判の事例であり、貴族への報告裁判で「大公のことばにしたがい」おこなわれる場合（上述のアンドレイ・ペレレンが裁判官である5例）には裁判立会人が裁判に参加しているのである。後述するように裁判立会人の不在は土地台帳作成官の裁判固有の特徴であると考えられる方が妥当と思われるため、裁判権限の出所が「文書」か「ことば」かは裁判手続きの内容に差をもたらさないと考えるほうがよさそうである。

さて、この「文書」が具体的にどのような文書を指しているかについては、Ю. Г. Алексефがふたつの可能性を挙げている。すなわち代官や郷司に与えられた扶持文書 *кормленная грамота* か、あるいは個々の裁判ごとに発行された文書かである。かれによれば、わずかに現存している扶持文書のなかで、扶持受領者の職務として地元住民にたいする裁判が挙げられていることから、この「文書にしたがう」裁判も扶持文書による裁判であるかもしれないが、しかしこのことにかんする直接的な証拠はなく、それゆえ個々の裁判ごとに発行された文書であるという可能性も排除できないという¹⁶。

裁判官ブレツ・スクリピツィンの勝訴判決書は続いて実質的な審理を記録している。まず原告の司祭グリゴリーが自分の訴えを述べた。かれによれば、ロドゥカとネステルが「わたしのライ麦畑、春播き穀物畑にこの春、アフアナシーの日（5月2日）ごろに住居と倉庫を不当に建てました。そして、主人よ、かれらはわたしの牧草地を5ルーブル分刈り取り、残りの牧草地をすっかり駄目にしてしまいました。主人よ、その大公の土地は古くから聖生神女庇護修道院（教会？）の土地で、主人よ、わたしはその土地を19年間耕しています。わたしの前にはその教会に修道院長と司祭が勤務し、主人よ、その土地を耕し牧草地を刈っていました。主人よ、わたしはわれわれがいま踏みしめているライ麦、春播き穀物の種を播き、主人よ、10チトヴェルチのライ麦の種と、15チトヴェルチの燕麦の種と、2チトヴェルチの春播き穀物の種を播きました。」一方被告ロドゥカとネステルは、種を播いたのが自分たちだと主張した以外、グリゴリーの訴えを認めたが、それはスタン（郡よ

¹⁵ Там же. С. 118, 122.

¹⁶ Там же. С. 118.

り1段階下位の行政単位)の住民たちがその土地と、その土地にかんする文書をかれらに与えたからで、この土地はスタンの土地であり修道院の土地ではないと主張した。しかしかれらはだれがその文書を作成したか憶えておらず、そのうえ今は文書を提出せずモスクワの大公の前で提出すると言った。以前この土地を耕作していた者にかんしても原告とは違った証言をした。続いて裁判官は司祭グリゴリーに、かれの主張を証明する証人がいるかどうかを尋ね、司祭は5名のよき人々 *добрые люди* の名を挙げた。同様に、被告ロドゥカとネステルも6名のよき人々の名を挙げた。そして裁判執達吏が原告、被告と双方の証人を裁判官の前に出頭させた。裁判官は司祭の証人に尋ねた。「兄弟よ、神の正義に誓って話してください。われわれが立っているこの土地がだれのものであり、だれがライ麦と春播き穀物の種を播いたのかを。」証人たちはグリゴリーの主張どおり証言した。続いて裁判官は被告の証人にも質問したが、かれらは被告の主張に沿って証言した。これを聞いた原告の証人たちは、「主人よ、ロドゥカとネステルの証人は嘘の証言をしました。主人よ、その土地は修道院の土地であり、スタンの土地ではありませんし、主人よ、司祭グリゴリーがライ麦と春播き穀物の種を播いたのです。主人よ、それらの証人とわれわれに神の正義を与えてください。主人よ、十字架に接吻し、かれらと決闘します」と言った。被告の証人も決闘を受けて立った。しかし決闘はおこなわれず、続いて司祭グリゴリーがさらにふたりの小士族、3名のヴォロスチのよき人々、3名のドヴォルスキー(所領管理人)から証言を求めた。裁判官は裁判執達吏にこれらの証人を連れて来させ、かれらはグリゴリーの主張に沿った証言をした。

以上が司祭グリゴリーが訴えた裁判の審理の流れである。ここで展開された原告と被告のやり取りは典型的なもので、ほかの裁判においても類似の展開を示す。審理における証拠としては古参住民の証言や、贈与文書、下賜文書などの文書類が用いられた。またこの審理において見られたように、証言をおこなった証人が相手側の証人との決闘を裁判官に求めることもしばしばあった¹⁷。

審理の記録の後には、この勝訴判決書にも見られるが、当該の審理を大公へ報告する旨の定型文が書かれる。「このことについて裁判官が、君主である大公に報告することを約束した」という決まり文句であり、ただ報告相手として「大公あるいは年長者 *старейший человек* に」(T. I. 651; T. II. 422; T. III. 172, 208, 209, 250, 251, 390)という表現が使われることがある。また「大公あるいはかれの貴族に」という表現(T. III. 48)のほか、「ユリー・イワノヴィチ公に」という貴族名が具体的に書かれ、実際にその貴族に報告した例もあった(T. III. 173)。これは「大公に報告する」とは言いながらも実際には貴族に報告されているという現実が定型文に影響を与えたものなのではないかと思われる。

続いて実際に裁判官が貴族の前で報告をおこなった。「裁判官ブレツ・スクリピツィンがワシリー・イワノヴィチ公の前に記録(裁判記録)を提出し、両訴訟当事者、聖生神女庇護(教会)の司祭グリゴリーと、仲間のオンフクの子ロドゥカの代理としてネステル・デシェフキンを出頭させた。」ワシリー・イワノヴィチ公は裁判記録を見て、原告・被告に尋ねた。「この記録に書かれてあるような裁判があなたがたのもとでおこなわれましたか。」原告・被告はこれを是認した。もしこの質問にたいして原告、被告のいずれかが否定すれば、審理に臨席した裁判立会人が呼び出され、裁判記録の内容が確認された(たとえば、

¹⁷ 石戸谷前掲、参照。

T. I. 595)。

裁判はいよいよ判決に入る。被告側は審理の際、報告の場で文書を提出すると言っていたが実際には提出しなかったため、それまでの審理・報告にしたがって、「ワシリー・イワノヴィチ公が裁判官に、聖生神女庇護（教会）の司祭グリゴリーを勝訴させ、ネステル・デシェフキンとロドゥカ・オンフコフを敗訴させるよう命じた。一方、記録（裁判記録）にしたがって、土地が穀物と牧草とともに聖生神女庇護修道院（教会？）の土地に帰属することを認めた。」続いて裁判官が貴族に指示されたとおり判決を言い渡した。「ワシリー・イワノヴィチ公のことばとこの記録（裁判記録）にしたがい、裁判官ブレツ・スクリピツィンは司祭グリゴリーを勝訴とし、ネステル・デシェフキンとロドゥカ・オンフコフを敗訴とした。一方、土地が穀物と牧草とともに聖生神女庇護修道院（教会？）の土地に帰属することを認めた。」すでに触れたとおり、形式的には裁判官が最終的な判決を言い渡しているが、かれは貴族が命じたのとまったく同じ判決内容を原告・被告に言い渡しているだけであり、実際どのような判決を下すかは審理の内容にしたがい貴族が判断している。

この事例では書かれていないが、貴族への報告裁判の半数ほどの事例（17例）では貴族が判決内容を指示する際、冒頭に、「全ルーシの大公イワン・ワシリエヴィチのことばにしたがって」判決を下すと書かれている。しかし、実際に貴族が大公に報告している事例は稀である（T. II. 333の1例のみ）。この表現は同一の貴族への報告裁判でもある場合となない場合があり（たとえば、イワン・ユリエヴィチ公やワシリー・イワノヴィチ・ゴレニンへの報告裁判）、何にこの違いが由来しているか不明である。この表現についてЮ. Г. Алексеевが述べるところによれば、本来、大公の審理を受けることが予定されていた事案が貴族への報告裁判で裁かれたのであり、これはおそらく大公の「ことば」（委任）によるものであった。ここに、形成されつつある官庁の特質、すなわち命令-委任を見ることができる¹⁸。

勝訴判決書の末尾には裁判立会人のリストが置かれる。「裁判には（以下の）人々 мужи（裁判立会人 судные мужи）がいた。革職人のワシリー、ヤクシ・ウラソフ、タラス・セミョノフ……（中略）。そして、小士族がいた。ワシリーの子セミヨン・レドリコフ、チモフェイの子イワン・ラトコフ。」裁判立会人は地元住民から選ばれた人々であり、判決の内容を確認しその執行を実現させるために裁判に立ち会った。

この判決書には欠けているが、多くの勝訴判決書には書記官が署名している。貴族への報告裁判で書記官の署名があるものは33件で、全体のほぼ四分之三である。Ю. Г. Алексеевによれば、貴族への報告裁判に書記官が参加し署名によって判決の正当性を証明することは必要不可欠であり、1497年法典第1条冒頭の「貴族と侍従官が裁判をおこなう。裁判では、貴族と侍従官のもとに書記官が出席する」という条文¹⁹は、貴族への報告裁判の組織を反映している。しかしかれの分析によれば貴族への報告裁判には11人の貴族と11人の書記官が関わったが、貴族と書記官のあいだに決まった組み合わせはなく、かれらは土地事案にかんする常任委員会を形成しておらず、また貴族や書記官に特定の地方との

¹⁸ Алексеев Ю.Г. Указ. соч. С. 121.

¹⁹ Судебники XV-XVI веков. М.-Л., 1952. С. 19. 石戸谷重郎「イワン三世の一四九七年法典——本文試訳ならびに註解」『奈良学芸大学紀要』8巻1号、1959年、42頁。

固定的な結びつきもなかった²⁰。

貴族への報告裁判の手続きを検討して気付くことは、裁判の過程で何度も、当該裁判が大公の裁判管轄に属していることが確認されることである。貴族への報告裁判の具体的な手続きは裁判官と貴族（および書記官）によって進められ大公が実際に関与する必要はない。しかし審理・報告・判決のそれぞれの段階で、その裁判手続きが大公の委任にもとづいていることを確認する文言が述べられ、大公の裁判権のもとで裁判手続きが進行していることが繰り返し示されている。すなわち裁判官は「大公の文書にしたがって」審理をおこない、審理の最後に「大公に報告することを約束」し、そして審理内容を貴族に報告した。貴族は「大公のことばにしたがって」判決内容を裁判官に指示した。さらに裁判官が発行した勝訴判決書に書記官が署名した。

ところで報告裁判そのものは大公への報告裁判としてイワン3世治世前半やイワン・モロドイが大公であった時期にも存在し、そこでも審理において大公の裁判権のもとで裁判のおこなわれていることが確認されていた。貴族への報告裁判における新機軸は、貴族への報告の手続きが導入され、貴族への報告の段階でも大公の裁判権限が確認されたことであった。つまり貴族への報告裁判はまったくの新制度というより、大公への報告裁判を発展させた制度であったと言えるであろう。発展をもたらしたのは、大公の貴族にたいする裁判権の委任の登場であった。この時期に、Ю. Г. Алексееフの言うところの、「裁判を通して土地所有関係を調整しようとする大公の意図」がはっきりしてきたが、それを実現するためには、大公がすべての裁判に直接関与するこれまでの裁判手続きでは増加する裁判に対応できないため、大公の裁判権は維持しつつも実際の裁判手続きは貴族に委任することが必要になったのであろう。

(2) 貴族への報告裁判の担い手

『北東ルーシ文書』所収の裁判関連文書のなかで貴族への報告裁判を記録した文書は49件あり、そのすべてがイワン・モロドイの死亡した1490年以降のものである。また『北東ルーシ文書』所収のこの時期の裁判関連文書は全体で76通であるので、この時期の裁判件数の約6割が貴族への報告裁判であった。この裁判方式がこの時期に導入され、すぐに土地裁判の主流になったことがわかる。

報告を受けた貴族としては、上に取り上げたワシリー・イワノヴィチ公がもっとも多く16件の裁判関連文書が残されている。そのあとダニイル・アレクサンドロヴィチ・ペンコフ公の6件、ワシリー・イワノヴィチ・ゴレニン公の5件と続く。

ただしワシリー・イワノヴィチ公の同定については3通りの可能性が考えられている。『北東ルーシ文書』の編者はこの16件の文書中のワシリー・イワノヴィチ公の多くを、その父イワン・パトリケエフ公とともにこの時期の有力貴族であったが1499年にイワン3世に逮捕され修道院に幽閉されたワシリー・イワノヴィチ・パトリケエフであると考え、文書の年代推定の根拠にもしている。しかし人物同定のための根拠自体は示していない。ただ、4件の報告裁判があるイワン・ユリエヴィチ公については『北東ルーシ文書』の編者も、Ю. Г. Алексееフも、ワシリー・イワノヴィチ・パトリケエフの父であるイワン・パトリケエフだと考えており²¹、もしそうであるならば、問題のワシリー・イワノヴィチ

²⁰ Алексеев Ю.Г. Указ. соч. С. 121–122.

²¹ Там же. С. 280.

をその息子だと考える『北東ルーシ文書』の編者の考えもあながち否定できない。そしてこのように考えるならば、この時期の土地裁判は有力貴族であったパトリケエフ父子のもとに集中していたことになる。一方、Ю. Г. Алексеевは、このワシリー・イワノヴィチの身元を明らかにするのは不可能として、可能性のある3人の名を挙げている。それはワシリー・イワノヴィチ・パトリケエフとワシリー・イワノヴィチ・ゴレニン、および将来の大公ワシリー3世である²²。しかしアレクセエフはアンドレイ・ペレレシンが裁判官を務めワシリー・イワノヴィチに報告した事例(計11例)について、ワシリー・イワノヴィチ・ゴレニンの可能性が十分にあると述べている²³、そのほかの裁判関連文書についてもワシリー・ゴレニンに関連させている²⁴。もしすべての文書で、報告を受けた人物がこの時期に土地台帳作成官としても活動したワシリー・イワノヴィチ・ゴレニンだと確定できるならば、かれの名がはっきり記されている別の5通の文書と合わせ、計21件がかれへの報告裁判ということになり、この時期にはワシリー・イワノヴィチ・ゴレニンに土地裁判が集中したということになる。

報告裁判を担当した裁判官としては、アンドレイ・ペレレシンが12件でもっとも多い(すべてコストロマ郡における裁判)。続いて、ミハイル・ドミトレーヴィチ・シャプキンとイワン・ゴロワ・セミョノフが7件(ほぼベロオゼロにおける裁判)である。これらの裁判官たちは一定の地方と結びついているように見える。またかれらが報告する相手の貴族もほぼ定まっていた。アンドレイ・ペレレシンはすべてワシリー・イワノヴィチ公に報告し、ミハイル・シャプキンらはほぼダニイル・ペンコフ公に報告している。

上述のとおりЮ. Г. Алексеевは、貴族への報告裁判に関与した貴族および書記官の分析から、土地裁判を集中的に解決する組織の存在を否定している。しかし貴族への報告裁判に関与した貴族と裁判官にかんする以上のデータからは、裁判官と一定の地方の結びつき、および裁判官と貴族の結びつきをある程度見ることができ、また、特定の貴族(パトリケエフ父子かワシリー・ゴレニンかは不明であるが)に裁判官からの報告が集中していたこともわかる。またすでに見たとおり、貴族への報告裁判の手続きができあがったことで、大公が実際の裁判手続きを裁判官と貴族に委任できるようになった。つまりイワン3世治世後半には大公の直接関与なしでの土地裁判の処理が可能になり、将来の官庁からはまだ遠いものの、一定の裁判官および貴族をその担い手とする土地裁判の体系化、組織化が進んだと言えよう。

(II) 土地台帳作成官の裁判

(1) 土地台帳作成官の裁判の手続き

土地台帳作成官 писцы はイワン3世治世のあいだに諸地方、とくにこの時期にモスクワ大公国に併合された地方の土地台帳を作成するため現地に派遣された役人である。土地台帳作成官は土地台帳作成にかかわる幅広い権限をもっており、単に土地にかんする情報(村名、世帯主名、耕地規模など)を土地台帳に記録するにとどまらず、裁判官や測量官 межевщик、境界設定官 разъездчик の役割も果たした²⁵。

²² Там же.

²³ Там же. С. 122.

²⁴ Там же. С. 155 прим. 71 и т.д.

²⁵ Там же. С. 149.

1505年に黒土農民ミチャ・クリモフと、キリロ・ベロジョルスキー修道院の長老ヨナ・リホレフおよびアレクセイ・ウシャコフのあいだの訴訟を土地台帳作成官ワシリー・グリゴリエヴィチ・ナウモフが裁いた。そのときの勝訴判決書（T. II. 309）はつぎのように書きはじめられる。「全ルーシの大公イワン・ワシリエヴィチのことばにしたがい、ベロオゼロの大公の土地台帳作成官ワシリー・グリゴリエヴィチ・ナウモフとその補佐たちがこの裁判を裁いた。ルキンスカヤ川の合流点の下流にある、シェクスナ川ベリの牧草地で、土地台帳作成官の前に立ち、大公の農民クリムの子ミチャが、キリロ（・ベロジョルスキー修道院）の長老ヨナ・リホレフおよびアレクセイ・ウシャコフを訴えた。」

この書き出しは土地台帳作成官の裁判に典型的であり、この裁判の特徴を示す表現を多く含んでいる。まず冒頭の「全ルーシの大公イワン・ワシリエヴィチのことばにしたがい」の部分はほぼすべての土地台帳作成官の裁判関連文書に見られる（例外は、T. I. 628, 639, 640. いずれも冒頭文なしで、土地台帳作成官の某が裁判をおこなったという文章からはじまる）。前節の貴族への報告裁判では「大公の文書にしたがい」という表現が主要であったが、土地台帳作成官の裁判ではこの表現がひとつも見られない。

この裁判は「ルキンスカヤ川の合流点の下流にある、シェクスナ川ベリの牧草地で、土地台帳作成官の前に立ち」原告が訴えを起こしたが、『北東ルーシ文書』所収の裁判関連文書においてはすべての土地台帳作成官の裁判で係争地に訴訟当事者と裁判官が集まって裁判がおこなわれている。もともと土地台帳作成官が諸地方の土地台帳を作成するため現地に派遣された役人であるならば、かれが現地で裁判をとりおこなうことは当然であると言えよう。

さて土地台帳作成官ワシリー・ナウモフの裁判はつぎのように進行していった。原告のミチャは、被告の長老ヨナらが大公の（黒土に属する）牧草地で過去15年にわたり牧草を不当に刈り取ったことを訴えた。そして、かつてミチャの兄弟が牧草地にかんして裁判を起こし、貴族へも報告し訴えが認められていたにもかかわらず、裁判官が被告から賄略を取り、最後まで裁判をおこなわなかったと主張した。一方被告はそのような裁判の存在を否定し、係争地は自分たちの牧草地であり、ミハイル・アンドレエヴィチ公（ヴェレヤ・ベロオゼロ公）が修道院にその土地を与えたが、それを証明する贈与状は大公の国庫にあると主張した。また原告の兄弟の訴訟は別の牧草地についてであったと述べている。これに対し原告ミチャは証人として古参住民 *старожильцы* を土地台帳作成官の前に出頭させた。古参住民たちはミチャの主張に同意し、係争地の境界線を実際に歩いて示した。これにたいして被告ヨナらの古参住民はすでに死亡していたが、その後土地台帳作成官が大公の国庫でミハイル・アンドレエヴィチ公の贈与状を発見した。

最後に土地台帳作成官ワシリー・ナウモフは「全ルーシの大公イワン・ワシリエヴィチのことばにしたがって」判決を下し、被告ヨナらを勝訴とし、ミハイル・アンドレエヴィチ公の贈与状にもとづいてキリロ・ベロジョルスキー修道院に係争地の所有権を認めた。一方原告ミチャを敗訴とした。このように土地台帳作成官の裁判の特徴は報告の手続きなしで、裁判官みずからが現地で判決を下すことであった。ただ、土地台帳作成官が審理の内容を報告する例も2件ある。いずれも報告相手は大公であり（イワン3世（T. III. 50）およびワシリー3世（T. I. 628））、土地台帳作成官はワシリー・イワノヴィチ・ゴレニン公であった。

判決に続いて勝訴判決書の末尾に土地台帳作成官補佐 *товарищи* の名前が列挙される。

「裁判でワシリー・グリゴリエヴィチ・ナウモフのもとにいたのは、かれの補佐グリゴリー・アサンスコイ、グネワシ・ストギニン、ミクラの子ザハル・ガヴィンスキーであった。」『北東ルーシ文書』所収の裁判関連文書においてはすべての場合で土地台帳作成官とその補佐の組み合わせは一定であり、かれらがひとつのグループを組んで土地台帳作成や裁判などの仕事に携わったことがわかる。たとえば土地台帳作成官ワシリー・グリゴリエヴィチ・ナウモフの裁判を記録した文書は『北東ルーシ文書』に7件収録されているが、かれの裁判にはつねに上記の3人が一度も欠けることなく立ち会っている（引用した勝訴判決書のほか、T. I. 658; T. II. 310, 338; T. III. 223, 224, 478）。ワシリー・イワノヴィチ・ゴレニンの3件の裁判にも同様にフョドルの子イグナチー・スロボトキン、ワシリーの子マクシム・ゴリンが立ち会う（T. I. 628; T. II. 421; T. III. 50）。また半数の事例では、補佐のなかに書記官補の名が挙げられている。

一方で貴族への報告裁判において現地審理に立ち会っていた裁判立会人が土地台帳作成官の裁判には不在である。裁判立会人は地元住民から選ばれた人々であり地域共同体が大公の裁判に参加する手だてであった。かれら抜きで大公の役人である土地台帳作成官とその補佐、すなわち地域共同体外部の者たちが裁判をおこなったことは土地裁判にたいする地域共同体の関与を弱め、逆に大公の裁判権を強化したのであろう。

これまで検討したように、1490年以降に土地裁判の中心的な裁判形式となった貴族の報告裁判と土地台帳作成官の裁判のあいだには裁判手続きに違いがあり、とくに後者は土地台帳作成官が現地で審理をおこなった後、報告なしにそのまま現地で判決を下すことに特徴がある。よってこれらふたつの裁判形式は明確に区別されるべきである。すでに前節で触れたように、Ю. Г. Алексеевは「大公のことばにしたがう」裁判を土地台帳作成官の裁判とそれ以外の裁判とに区別しないまま、土地台帳作成官の裁判の特徴を「大公のことばにしたがう」裁判の特徴だと考えている。すなわち「大公のことばにしたがう」裁判は最終審であり、報告手続きを伴わないとかれは言うのであるが²⁶、これはすでにわれわれが検討したとおり土地台帳作成官の裁判の特徴であり、貴族への報告裁判で「大公のことばにしたがう」と書かれている裁判では（既述のとおりアンドレイ・ペレレシンからワシリー・イワノヴィチ公への報告裁判のみ）、裁判官から貴族への報告がおこなわれているのである。

貴族への報告裁判では、審理に地域共同体から裁判立会人が参加し、さらに判決内容は宮廷にいる貴族が決定することになっていたために、裁判官の権限は大きく制限されていた。一方、以上で見たとおり土地台帳作成官の裁判では、土地台帳作成官とその補佐が現地で審理し判決も下しており、裁判官の権限は大幅に強化されていると言えるであろう。Ю. Г. Алексеевは、土地台帳作成官とその補佐、書記官補で構成されるこの裁判集団が官庁的、職務的性格を帯びていたと述べている²⁷。

(2) 土地台帳作成の歴史と土地台帳作成官の裁判

『北東ルーシ文書』には土地台帳作成官の裁判を記録した22件の裁判関連文書がある（土地台帳作成官が大公に報告した2例を含む）。文書の推定年代はもっとも早いもので1485年以降であり、ほとんどは1490年代後半以降の裁判である。

²⁶ Там же. С. 122.

²⁷ Там же. С. 122, 149.

土地台帳作成の歴史自体を見てみると、最古の土地台帳は1464/65年にコストロマ郡を記録したミハイル・ヴォルインスキーの土地台帳だと考えられている²⁸。有名なノヴゴロドの土地台帳には「古い台帳」と「新しい台帳」があり、前者は1470年代末から80年代末にかけて、後者は1495年以降に作成された。前者はノヴゴロドのモスクワ大公国への併合にともなって旧領主から奪われ新領主に渡された個々の所領が記録されたのに対し、後者はノヴゴロド全体を10年間かけて記録したもので、数千人の領主と数万の農民世帯が記録された。そのほかベロオゼロにおける3度の土地台帳作成（1487年から1505年にかけて）、トヴェリの土地台帳作成（1490年代初頭）、北東ルーシ諸郡の土地台帳作成（1490年代以降）が知られている²⁹。

しかし『北東ルーシ文書』所収の土地台帳作成官の裁判にかんする裁判関連文書は一部の土地台帳作成事業、すなわち1490年代の北東ルーシ諸郡の土地台帳作成と、ベロオゼロでの3度目の土地台帳作成（1503～1505年）とのみ関連している。土地台帳作成官ワシリー・グリゴリエヴィチ・ナウモフが裁いた土地裁判の記録が7件、『北東ルーシ文書』の史料中に残っているが、それはかれが1503年から1505年にかけてベロオゼロ地方で裁判をおこなった記録である。

Ю. Г. Алексеевの考えでは、土地台帳作成時に土地台帳作成官の裁判ではなく、貴族への報告裁判がおこなわれることがあった。かれが言うところのベロオゼロにおける2度目の土地台帳作成は、ミハイル・シャプキンとイワン・ゴロワが担当し、かれらによってキリロ・ベロジョルスキー修道院にかんする境界設定文書 *отводная грамота* (Т. II. 290. 1491/92年) が作成されたのであったが、同じミハイル・シャプキンらが裁判官を務め、ダニイル・アレクサンドロヴィチ・ペンコフ公に報告した裁判 (Т. II. 285–288, 332, 334) についてもそのときにおこなわれたものであるという。

また貴族への報告裁判のなかで、報告を受ける貴族を土地台帳作成官と呼んでいる事例がある。ウラジミル・ズヴェレフが審理をおこない、ワシリー・イワノヴィチ・ゴレニンに報告した裁判 (Т. II. 418, 419. 1498/99年。同一裁判を記録した裁判記録と勝訴判決書) である。モスクワ郡のレジキンスカヤ村にかんする土地裁判であり、1490年代の北東ルーシ諸郡の土地台帳作成と関連しているようである。

しかしこれらの貴族への報告裁判を含めたとしても、土地台帳作成時にかならず裁判がおこなわれたかどうかは不明である。『北東ルーシ文書』所収の文書でこれら以外に土地台帳作成時の裁判がおこなわれたことを示す証拠はない。すでに検討したとおり土地台帳作成官の裁判および貴族への報告裁判はともにイワン・モロドイの死後、1490年以降に現れた裁判形式であるので、少なくともそれ以前はこれらとは別形式の裁判がおこなわれたことになる。Ю. Г. Алексеевによれば、ベロオゼロでの初めての土地台帳作成（1487～1491年）では裁判がおこなわれず、代わりに土地所有を確認する諸文書の没収がおこなわれた。土地台帳作成時の裁判による土地所有関係の調整は、1490年以降に現れたイワン3世の新政策であるということができるともかもしれない。

²⁸ この土地台帳は現存しないが、その存在はのちの裁判関連文書 (Т. I. 585, 587, 590, 591) に引用されていることからわかる。

²⁹ Алексеев Ю.Г. Указ. соч. С. 128–150.

IV イワン3世治世後半におけるその他の形式の裁判

イワン3世治世後半の土地裁判は以上で見てきた貴族への報告裁判と土地台帳作成官の裁判が大半を占めているが、大公の関与した裁判や貴族の直接裁判も若干ながらおこなわれた。以下では簡単にこれらの裁判を紹介する。

(I) ドミトリー・イワノヴィチの裁判

イワン3世治世後半における大公（およびその子ら）による裁判は上述のイワン・モロドイの裁判をのぞくと、ごく稀である。

1498年の日付をもつ勝訴判決書はイワン3世の孫、大公ドミトリー・イワノヴィチの直接裁判を記録している（T. II. 416）。この裁判はドミトリーの戴冠直後におこなわれたものであった³⁰。シモノフ修道院の長老らが農民を、修道院の部落を奪い取ったとして訴えたものであるが、訴訟内容にはとくに大公の直接裁判としての特徴を見いだすことができない。この裁判には貴族のヤコフ・ザハリチ、ドミトリー・ウラジミロヴィチ・オフツァおよび侍従官のダニラ・イワノヴィチが立ち会った。書記官のワシリー・ジュクが署名した。これが『北東ルーシ文書』所収の裁判関連文書のなかで大公ドミトリー・イワノヴィチの唯一の裁判であり、かれは報告裁判の報告を受けることもなかった³¹。

イワン3世の子で、イワン・モロドイとは異母弟にあたるワシリー3世による裁判は上述の土地台帳作成官の裁判で報告がなされた事例のひとつ（T. I. 628）のみである。

イワン3世治世後半における、かれ自身の関与した裁判は土地台帳作成官の裁判で大公に報告がなされた事例（T. III. 50）、および貴族への報告裁判で報告を受けた貴族がイワン3世へさらに報告したもの（T. II. 333）、そして本稿の2章で1490年の文書と推定した、かれへの報告裁判（T. II. 400）である。この裁判ではイワン・ユリエヴィチ・パトリケエフ公が裁判官として、シモノフ修道院掌院ゾシマとイワン・サウラソフのあいだの土地争いを裁き大公へ報告した。これが自分の治世後半にイワン3世が関与した裁判のすべてであった。

ちなみにイワン3世の治世後半までにはすでにほとんどの分領公国がモスクワ大公国に併合されており、この時期の分領公の土地にかんする裁判関連文書はまったく残されていない³²。

(II) 貴族の直接裁判

『北東ルーシ文書』に収録された15世紀の裁判関連文書のなかに貴族の直接裁判は10件あるが、イワン3世治世後半にかぎると4件である。イワン・ユリエヴィチ・パトリケエフ公の裁判が2件ある以外は、ひとり（一組）の裁判官につき1件ずつしか裁判関連文書が残っていない。

貴族の直接裁判のうち、裁判関連文書の冒頭に「大公のことばにしたがい」と書かれている裁判関連文書が2例ある。これら2例とは別に、イワン・ユリエヴィチ公の裁判（T. II.

³⁰ Там же. С. 123.

³¹ しかし、本稿では検討できていない他の文書集に4例、かれへの報告裁判が記録されている（Там же. С. 123-124）。参照：Акты феодального землевладения и хозяйства XIV-XVI веков. М., 1952. Ч. I. № 117, 259, 308, 309.（ただし最後の文書は1511年のもの。）

³² 土地にかんする文書以外では、リャザン公のホロープ（奴隷）にかんする裁判関連文書が1例ある（T. III. 357）。

410) では冒頭に大公からの委任を示す表現はないものの、大公の書記官やチウンが立会人として裁判に参加している。しかし公のチウンのニキタとペトルの裁判 (T. III. 288) はそうした要素をもたない。ふたりのチウンは、ともにウスチュグ代官であったフョドル・フョドロヴィチ・アラブイシ公とドミトリー・セミョノヴィチ・クルプスキー公のチウンだとされており、また立会人にも大公の役人は含まれていないようである。

またこれらの裁判は宮廷でおこなわれたようである。原告・被告とそれぞれの証人たちは宮廷にいた裁判官の前に出頭した。唯一の例外は公のチウンのニキタとペトルの裁判で、現地で審理がおこなわれ、判決も下されている。『北東ルーシ文書』所収の裁判関連文書全体で見ても、土地台帳作成官の裁判以外で現地で判決が下されるのは、これが唯一の例である。

おわりに

イワン3世治世後半における土地裁判の具体的な手続きにおいては、貴族への報告裁判と土地台帳作成官の裁判が主要な形態となった。そして裁判にたいする大公の直接的な関与がなくなり、判決も貴族や土地台帳作成人によって下されるようになった。ただしこのとき大公はかれらに裁判権を完全に付与したのではなく、あくまでも大公が裁判権を保持したまま委任という形で裁判を担当させたのであった。

貴族への報告裁判は新しい裁判手続きであったが、報告裁判そのものはイワン3世の治世前半から大公への報告裁判という形ですでに存在しており、1490年以前からこの裁判手続きはすでに形式が整っていた。貴族への報告裁判は、それまでの大公への報告裁判を新しい状況に適応させたものであっただろう。新しい状況というのはすなわち、ロシア統一国家の形成にともなって、裁判を通して土地所有関係を調整しようとする大公の意志が高まったことであった。貴族に土地裁判を担当させることにより、大公自身はより多くの土地にかんする紛争を処理することができるようになり、全国的な土地所有関係の調整に乗り出すことが可能になったであろう。

一方土地台帳作成人の裁判では現地で判決が下されており、大公から土地台帳作成人に委ねられた裁量は非常に大きなものであったことがわかる。これは土地台帳作成が大公の政策のなかで重要な意義をもったことの反映であっただろう。Ю. Г. Алексеевによれば土地台帳作成は大公の当時の諸政策と緊密に結びついていたのであった。その政策とは、1) 土地関係の全国的な調整措置、2) 世俗領主と教会領主のインムニテートの制限を目標とする大規模な農業・社会改革の実行、3) 修道院所領の部分的な世俗化、4) 封地制の導入、5) 国庫および国有地の予備としての黒土の保護であった³³。

本稿の考察しているまさにその時期に制定された1497年法典が土地裁判に与えた影響については検討できなかったが、裁判関連文書の記録からは、1497年ごろを境にして裁判手続きにいくらかの変化を見て取ることができる。すなわち1497年以降土地裁判の敗訴者から罰金が取られるようになるが、これは1497年法典第3条³⁴において裁判手数料の額が定められたことによるものであろう。またこの時期から判決書の末尾に日付が書かれるようになる。このことは法典に定められていないが、大公が自分の裁判権を貴族らに委任するのにともない裁判手続きを整備する必要が生じ、それにとまって裁判関連文書に記録

³³ Алексеев Ю.Г. Указ. соч. С. 126.

³⁴ Судебники XV–XVI веков. С. 19. 石戸谷前掲、42頁。

すべき事項にかんしても規則化がおこなわれたのであろう。

1490年以降、土地裁判の分野において、大公の直接的関与なしで裁判手続きがおこなわれるよう制度が体系化、組織化されていったが、それにもなって形成された司法組織はまだ官庁と呼ぶには遠いものの、その萌芽と言えるものであっただろう。本稿では新しい裁判手続きを担当した貴族や裁判官、土地台帳作成官たちの構成について検討できなかったが、これは今後の課題としたい。